

問1 事業への途中参加は可能か。

答 この事業は、年度ごとに評価期間を統一して実施することとしているため、参加申込期間後は参加することはできません。

問2 評価対象利用者に「要支援者」は含まれるか。

答 この事業は、通所介護事業及び地域密着型通所介護事業を対象に実施しますので、評価対象利用者は、「要介護1」から「要介護5」までの人となります。したがって、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する「要支援者」は、評価対象利用者には含まれません。

ただし、1回目のADL評価を行う時点で「要介護」だった人が、評価期間中に更新や変更等で「要支援」になった場合であって、引き続き、当該通所介護事業所と一体的に運営される通所型サービス事業所を利用する場合は、評価対象利用者とすることができます。

問3 評価対象利用者が複数の通所介護事業所を併用している場合は、どのような取り扱いとなるのか。

答 表彰対象となる事業所は、評価対象利用者一人ひとりのADL評価得点について、評価期間の1回目と2回目時点における得点の差（ADL利得）を事業所ごとに集計し、得点が改善、維持又は悪化した利用者の占める割合（改善割合）が高い順に決定します。このため、複数の事業所を併用している利用者については、事業所ごとにADL評価を行っていただき、その結果を事業所ごとに改善割合の算定に反映させていただくこととなります。

また、表彰対象となる利用者の決定にあたり、対象者が複数の事業所でADL評価を受けている場合は、ADL利得が高い方の値を採用します。

問4 評価対象利用者が入院等で一時的にサービスを利用できない期間が生じた場合は、どのような取り扱いとなるか。

答 評価期間中にサービスの中断期間が連続して30日を超えた場合は、その利用者は評価対象利用者から除外します。

問5 評価対象利用者の要件となっている「4月1日現在で、当該事業所を週1回以上かつ1年以上継続して利用していること」について、4月1日以前1年以内に入院等で一時的にサービスを利用していない期間がある場合は、どのような取り扱いとなるか。

答 サービスの利用が中断した期間があっても、利用契約が継続している場合は、評価対象利用者として差し支えありませんが、利用契約を一旦解除し、利用再開時に改めて契約を締結してから、4月1日時点で1年を経過していない場合は、評価対象利用者から除外してください。

問6-① 表彰及び報奨金交付の対象外（欠格事項）とされる「評価対象利用者数が当該事業所の利用者数（4月1日時点の川西市の被保険者である利用契約者数）の50%に満たない場合」について、分母となる「4月1日時点の川西市の被保険者である利用契約者」は、利用開始から1年を経過していない利用者を含むと解してよいか。

答 いいえ。利用開始から1年を経過していない利用者は含みません。評価対象利用者数と同様、当年度の4月1日時点で利用契約を締結している川西市介護保険の被保険者のうち、1年以上継続して利用している利用者の人数を計上してください。

問6-② 表彰及び報奨金交付の対象外（欠格事項）とされる「評価対象利用者数が当該事業所の利用者数（4月1日時点の川西市介護保険の被保険者である利用契約者数）の50%に満たない場合」について、分母となる「4月1日時点の川西市介護保険の被保険者である利用契約者」は、「要介護者」のみを計上するものと解してよいか。

答 お見込みのとおりです。この事業は、通所介護事業及び地域密着型通所介護事業を対象に実施しますので、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する「要支援者」は、利用契約者には含みません。

問6-③ 表彰及び報奨金交付の対象外（欠格事項）とされる「評価対象利用者数が当該事業所の利用者数（4月1日時点の川西市介護保険の被保険者である利用契約者数）の50%に満たない場合」について、割合の判定は、どの時点で行うのか。

答 1回目のADL評価結果を市に提出していただく時点で判定します。すなわち、利用者本人及び担当介護支援専門員の同意を得て、4月1日から6月30日までの間にADL評価を実施した評価対象利用者数が、4月1日時点の利用契約者数の50%以上に達していれば、欠格事項には該当しないこととします。

問7 ケアマネジャーの同意は署名が必要か。電話確認でもよいか。

答 ケアマネジャーの同意については、別途お示ししている「介護度改善インセンティブ事業」への参加同意手続について」の「3. 担当介護支援専門員への説明・同意」に記載のとおり、口頭による確認でも差し支えないこととしていますので、電話、書簡、電子メール等の通信手段を用いた方法でも差し支えありません。

ただし、後日の確認のため、説明を行った日時や方法、意見聴取の内容を支援経過等に別途記録しておくようにしてください。

問8 事業所の体制に関する評価として、「個別機能訓練加算(I)イ又は(I)ロ」を算定し、「科学的介護推進体制加算」の届出をしていることとされているが、どのような考え方によるものか。

答 介護度改善インセンティブ事業では、アウトカム（成果）だけを評価するのではなく、プロセス（過程）とストラクチャー（構造）を含めて評価する仕組みとしており、ご指摘の加算の算定等の有無は、プロセス評価とストラクチャー評価の基準として設定したものです。これは、機能訓練などを行う際には、利用者の安全を確保するため、適切な人員配置や訓練計画が必要との考えによるものです。

なお、各加算の評価内容は次のとおりです。

①個別機能訓練加算(I)イ又は(I)ロ

機能訓練指導員の配置や計画的な機能訓練の実施体制等を評価

②科学的介護推進体制加算

利用者のADL等のデータに基づくPDCAサイクル・ケアの質の向上に関する取り組みを評価

問9 参加を検討している通所介護・地域密着型通所介護事業所において、令和7年4月1日以前から同事業所の通所型サービスを利用している利用者について、介護度が要支援から要介護に変更となった場合、令和7年4月1日時点で通所介護・地域密着型通所介護の利用期間が1年に満たないが、評価対象利用者となりえるのか。

答 令和7年4月1日時点で、通所介護・地域密着型通所介護の利用期間が1年未満である利用者について、当該事業所及び当該事業所と一体的に運営される通所型サービス事業所の利用期間が連続して1年以上の場合は、「4月1日時点の川西市介護保険の被保険者である利用契約者数」に含まれ、評価対象利用者としてすることができる。

問10 ADL評価を2回実施した評価対象利用者において、2回目のADL評価以降に契約終了（退所）となった場合、当該利用者の点数は改善割合に含まれるか。

答 改善割合に含まれる。

問11 利用者の参加同意手続きについて、ADL評価を行う前に必ず実施しなければならないのか。4月または5月のADL評価（1回目）の数値を採用する場合、6月の同意は事後となってしまうが、問題ないか。

答 問題ない。同意日及び説明日はADL評価実施前の日付である必要はない。ただし、提出期限（7月31日）以降の日付は認めない。

問12 令和6年度は介護度改善インセンティブ事業の見直し年であったが、どのように見直しをしたか詳細を伺いたい。

答 市ホームページに掲載している資料にも記載しているが、大きく3点見直しを実施した。

1点目は参加事業者の拡大として、科学的介護推進体制加算については算定ではなく、届出のみで参加できることとした。

2点目は状態像の「改善」をより高く評価するとして、各部門の特徴に応じて評価できるよう、リハビリ型は改善度合いに応じてより高く評価し、悪化をマイナス評価に変更した。また、一般型は改善と悪化についてリハビリ型と差をつけた。

3点目は参加者の精神面の評価として、参加者の主観を評価するための担当ケアマネジャーの関与を強化することとし、2回目のADL評価時点で担当ケアマネジャーが参加者の主観に係るアンケートを実施し、結果に応じて改善割合を補正することとした。

問13 参加者の主観に係るアンケートに回答しなくても良いのか。

答 回答しなかった場合、川西市介護度改善インセンティブ事業実施要綱第6条第1項第2号に該当しなくなるため、評価対象利用者の対象外となる。

問14 担当ケアマネジャーが変更となった場合はどうすれば良いか。

答 変更後の担当ケアマネジャーは、新たに同意書を提出すること。なお、同意日については変更された日に遡った日付とし、通所介護・地域密着型通所介護事業所並びに評価対象利用者の同意は新たに求めない。

問15 評価対象利用者が施設入所した場合は、対象外となるのか。

答 問4にて、「評価期間中にサービスの中断期間が連続して30日を超えた場合は、その利用者は評価対象利用者から除外します。」と示しているとおり、評価対象利用者が施設入所であるからといって対象外とはなりません。

問16 個別機能訓練加算を算定していない利用者は対象となるのか。

答 対象となる。川西市介護度改善インセンティブ事業実施要綱第4条第2項に定められているとおり、個別機能訓練加算の算定は、事業所が介護度改善インセンティブ事業に参加するための要件であることから、評価対象利用者の個別機能訓練加算の算定有無については問わない。